松阪市環境保全に関する機器貸出要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、市民及び事業者が行う環境保全活動や環境教育を支援するため、松阪市が所有する環境保全に関する機器（以下「環境機器」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（環境機器）

第2条　市が貸し出す環境機器は、別表に定めるとおりとする。

（貸出対象）

第3条　市長は、市民又は市内に所在する団体・事業所が、非営利で地域における環境保全活動や環境教育を行う場合に貸出することができる。

（申込及び承認）

第4条　環境機器の貸出を受けようとする者は、貸出日の1か月前から5日前までに松阪市環境機器貸出申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、環境機器の使用期間、使用数等を貸出台帳に記載の上、承認するものとする。

３　市長は、前項の規定による承認を行う場合において、環境機器の適正な管理上必要と認めるときは、貸出条件を付すことができる。

（貸出料）

第5条　環境機器の貸出料は、無料とする。

（貸出の取消等）

第6条　市長は、貸出の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がこの要綱の規定又は貸出条件に違反するおそれがあると認めるときは、貸出を取り消すことができる。また、既に貸出をしているときは、その使用を直ちに中止させ、返却を求めることができる。

（管理責任）

第7条　使用者は、借り受けた環境機器を善良なる管理の下で使用するものとし、当該環境機器を他の目的に使用し、又は第三者に転貸してはならない。

（返却）

第8条　環境機器の貸出期間は、別表のとおりとし、環境機器の使用が終了したときは、使用者は、速やかに返却しなければならない。

（負担）

第9条　環境機器の使用に際し、必要な消耗品は、使用者の負担とする。

２　使用者は、環境機器を棄損し、又は滅失したときは、それによって生じた修繕及び賠償の責任を負うとともにその費用を負担しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

（事故責任）

第10条　環境機器の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において誠実に対応しなければならない。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、環境機器の貸出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

　別表（第2条及び8条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| **種　　別** | **貸出期間** |
| 普通騒音計 | 7日以内 |
| 振動計 | 7日以内 |

別記様式（第4条関係）

松阪市環境機器貸出申込書

年　　月　　日

（宛先）松阪市長

所 在 地

申込者　団体名

代表者名　　　　　　　　印

電話番号

下記のとおり環境機器の貸出しを受けたいので、松阪市環境保全に関する機器貸出要綱第4条第1項の規定により申し込みます。

なお、環境機器の使用にあたっては、同要綱に定められた事項を遵守いたします。

記

1　使用目的

2　使用場所

3　使用環境機器

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 数量 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |

4　使用期間等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用期間 | 返却予定日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 　　年　　月　　日から | 日間 | 使用責任者 | 氏　名 |
| 　　年　　月　　日まで | 電話番号 |